

介護予防・日常生活支援総合事業

第1号訪問事業(生活支援型訪問サービス)利用料金表

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」及びあなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、以下のとおりです。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業・生活支援型訪問サービスの利用料

サービス名称	サービスの内容	基本利用料 (1回あたり)	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 (2割) ※	上限回数 ※
生活支援型訪問サービス (緩和型サービス)	週1回程度 (事業対象者、要支援1・2)	2,344円	235円	469円	月5回まで
生活支援型訪問サービス (緩和型サービス)	週2回程度 (事業対象者、要支援1・2)	2,344円	235円	469円	月10回まで
生活支援型訪問サービス (緩和型サービス)	週3回程度 (要支援2相当の事業対象者、要支援2)	2,344円	235円	469円	月15回まで

※ 各サービスを組み合わせた場合の上限回数は異なります。

※ 利用者負担金について、一定所得以上の方は2割負担となります。

(2) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	無
利用予定日の当日	800円

(注) 利用予定日の前日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。